

指定特定福祉用具販売事業

及び

指定特定介護予防福祉用具販売事業

【重要事項説明書】

令和 8 年 1 0 月 1 日改訂

公徳会ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル



1. 当事業所の概要

事業所名	公徳会ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル
所在地	〒999-2221 山形県南陽市柵塚 948 番地の 1 電話番号：0238-40-0321 FAX 番号：0238-40-0377
指定番号	特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売 0671900561
通常の事業の実施地域	置賜全域・上山市 (米沢市、南陽市、長井市、高畠町、川西町、小国町、白鷹町、飯豊町)

(注) 上記地域以外の方でも、ご希望の方はご相談ください。

2. 事業の目的

社会医療法人公徳会が開設する「公徳会ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル」が行う指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の福祉用具専門相談員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売を提供することを目的とする。

3. 事業の方針

- (1) 事業所の福祉用具専門相談員は、要介護者等がその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、希望者及びその置かれている環境を踏まえた適切な特定福祉用具・特定介護予防福祉用具販売の選定の援助、取り付け、調整等を行うこととする。
- (2) 事業所の福祉用具専門相談員は、要介護状態にある利用者に対しては、指定特定福祉用具の販売をすることにより、利用者の日常生活上の便宜を図り、その機能訓練に資するとともに、利用者を介護する者の負担の軽減を図ることとする。
- (3) 事業所の福祉用具専門相談員は、要支援状態にある利用者に対しては、指定特定介護予防福祉用具の販売をすることにより、利用者の心身機能の維持向上を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- (4) 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4. 当事業所の職員体制

職 種	常 勤	非常 勤	計	資 格
管理者	1 名		1 名	福祉用具専門相談員 (指定講習過程修了)
福祉用具専門相談員 (管理者兼務 1 名)	3 名以上		3 名以上	福祉用具専門相談員 (指定講習過程修了) 及び介護福祉士

(1) 管理者

管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 福祉用具専門相談員

利用者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、あるいは介護者等の負担を軽減するよう、適切な特定福祉用具の選定を行うとともに、その相談に応じる。福祉用具販売計画又は介護予防福祉用具販売計画（福祉用具貸与又は介護予防福祉用具貸与の利用があるときは、福祉用具貸与計画又は介護予防福祉用具貸与計画と一体のものとして作成する）の作成変更等を行う。

5. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 分 00 分
休 日	土日祝日及び、法人が定める休曜日、夏季休曜日、年末年始休曜日

6. 利用料金

(1) 利用料

特定福祉用具の利用料金は当事業所のカタログをご覧ください。

(2) 交通費

搬入・搬出先が通常の事業の実施地域外の場合は、それに要した交通費を受け取るものとします。その場合、利用者の同意を得てから実費の支払いを利用者から受け取ることができ、その額はおおむね 1.5 km 以上 1 km につき 23 円とする。ただし、公徳会ほのぼのケアサービス福祉用具レンタルから自宅までの換算とする。

(3) 特別な措置を要する費用

搬入・搬出に特別な措置(クレーン車使用等)が必要な場合が費用な場合は、該当措置に要する費用は実費を受け取るものとします。

(4) 交通費、特別な措置を要する費用を受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受け取るものとします。

7. 指定特定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）等の提供方法

(1) 指定特定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）等の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえるものとします。

(2) 特定福祉用具が適切に選定されるよう、専門的知識に基づき利用者の相談に応じるとともに、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、費用等に関する情報を提供し、利用者又はその家族の同意を得るものとします。

(3) 特定福祉用具の納品に当たっては、販売する福祉用具の機能、安全性、衛生状態等に関し点検を行い、利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行います。

(4) 一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入について

利用者等の意思決定に基づき、貸与又は販売を選択できることとし、介護支援専門員や福祉用具専門相談員は、貸与又は販売を選択できることについて十分な説明を行い、選択にあたっての必要な情報提供及び医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえた提案を行うこととする。

○選択制の対象福祉用具の提供に当たり、福祉用具専門相談員又は介護支援専門員は、利用者に対し、以下の対応を行う。

- ① 貸与と販売のいずれかを利用者が選択できることの説明
- ② 利用者の選択に 当たって必要な情報の提供
- ③ 医師や専門職の意見、利用者の身体状況を踏まえ提案

- (5) 福祉用具専門相談員による貸与後のモニタリングやメンテナンス等のあり方について
貸与開始後少なくとも 6 カ月以内に一度モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うこととし、その後も必要に応じて行う。

＜販売後＞

- ① 福祉用具サービス計画における目標の達成状況を確認する。
- ② 保証期間を超えても利用者等からの要請に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合は使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努める。
- ③ 利用者に対し、商品不具合時の連絡先を情報提供する。

8. 福祉用具の取扱種目（指定特定福祉用具販売及び指定特定介護予防福祉用具販売）

厚生労働大臣が定める次の種目とする。

- (1) 腰掛便座
- (2) 自動排泄処理装置の交換可能部品
- (3) 入浴補助用具
- (4) 簡易浴槽
- (5) 移動用リフトのつり具の部分

一部福祉用具に係る貸与と販売の選択取扱種目（指定福祉用具販売及び指定介護予防福祉用具販売）

- (1) 固定用スロープ
- (2) 歩行器（歩行車を除く）
- (3) 単点杖（松葉杖を除く）
- (4) 多点杖

9. お支払方法

カタログの表示額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額をお支払い頂きます。

事前に販売費用、その他の費用の額の合計金額を通知し、下記支払い方法のいずれかにおいて原則納品時に現金にてお支払い頂きます。

【償還払い】

利用者が、いったん費用の全額（10 割分）を当事業者に支払い、その後、当事業者が利用者の保険者に申請を行うことで、利用者は自己負担分（1 割分又は 2 割分、もしくは 3 割分）を除く保険給付分（9 割分又は 8 割分、もしくは 7 割分）が保険者から申請時指定の口座に支給されます。

【受領委任払い】

利用者が、費用額の自己負担分（1 割分又は 2 割分もしくは 3 割分）を当事業者に支払い、当事業者が申請書および領収書（原本）を利用者の保険者に申請することで、残りの金額となる費用を当事業者が保険給付として受け取ります（9 割分又は 8 割分、もしくは 7 割分）。

10. サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証と介護保険負担割合証に記載された内容を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。
- (2) 福祉用具専門相談員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業所が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行います。

11. 福祉用具の故障等の連絡について

福祉用具の故障等があった場合、事業所にお申し出ください。早急に対応させていただきます。

12. 情報の開示と提供

- (1) 契約者及び使用者は、使用者に関する本サービスの実施記録の閲覧及び被写物の交付を事業者に請求することができるものとし、事業者はかかる請求を受けた場合は、これに応じるものとします。
- (2) 契約者は、前項に基づき本サービスの実施記録の閲覧及び複写物の交付を請求する場合、契約者自身の責任においてかかる交付を受けることの使用者の同意及び承諾を適法に取得するものとします。
- (3) 事業者は、第 1 項に基づき本サービスの実施記録の閲覧及び複写物の交付を契約者から請求された場合、使用者に確認を要さずにかかる交付を契約者に対して行うことができるものとし、使用者はこのことに同意します。

13. 福祉用具専門相談員の禁止行為

福祉用具専門相談員はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- (1) 利用者又は、そのご家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- (2) 利用者又は、そのご家族からの金銭、物品、飲食の授受
- (3) 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- (4) 利用者の日常生活の範囲を超えたサービスの提供（大掃除など）
- (5) 医療行為
- (6) その他利用者又は、家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

14. サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所の福祉用具に関する相談・苦情については次のところで承ります。

担当者	公德会ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル 今野 啓介
電話番号	0238-40-0321
対応時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分

(2) 行政機関その他の苦情受付窓口

南陽市役所	介護管理係	南陽市三間通 436-1	0238-40-3211
長井市役所	長寿介護係	長井市ままの上 5-1	0238-84-2111
川西町役場	福祉介護課	東置賜郡川西町大字上小松 1567	0238-42-6638
高畠町役場	町民課	東置賜郡高畠町大字高畠 436	0238-52-1111
米沢市役所	高齢福祉課	米沢市金池五丁目 2-25	0238-22-5111
白鷹町役場	健康福祉課	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲 833	0238-86-0213
飯豊町役場	健康福祉課	西置賜郡飯豊町大字椿 2888	0238-86-2230
小国町役場	健康福祉課	西置賜郡小国町大字あけぼの 1-1	0238-61-1000
上山市役所	健康推進課	上山市河崎一丁目 1 番 10 号	023-672-1111
山形県国民健康 保険団体連合会	苦情担当課	寒河江市大字寒河江字久保 6	0237-87-8006 0237-83-3354(FAX)

15. 事故発生時等の対応

利用者に対する指定特定福祉用具販売（指定特定介護予防福祉用具販売）サービス提供により事故が発生した場合は、県及び区市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

16. 緊急時の対応方法

容体の変化等があった場合、事前の打ち合わせより主治医、関係医療機関、身元を保証できる者、居宅介護支援事業者等へ連絡致します。

かかりつけ医	(TEL)
担当ケアマネージャー	(TEL)
緊急時の連絡先（家族等）	(TEL)

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

法 人 名	社会医療法人 公徳会
代表者職・氏名	理事長 佐藤 存史
所 在 地 (主たる事務所)	〒 9 9 9 - 2 2 2 1 山形県南陽市櫛塚 9 4 8 番地の 1 電話番号： 0 2 3 8 - 4 0 - 3 1 7 0
事 業 所 所 在 地	〒 9 9 9 - 2 2 2 1 山形県南陽市櫛塚 9 4 8 番地の 1
事 業 所 代 表 者	ほのぼのケアサービス 施設長 色摩 繁康
事 業 所 名	公徳会ほのぼのケアサービス福祉用具レンタル
説明者職・氏名	

私は、契約書及び本書面により、事業者から特定福祉用具販売についての重要事項の説明を受けました。

契約者	住所	〒 —
利用者	氏名	
利用者	住所	〒 —
利用者	氏名	

※ 利用者が契約者と異なる場合のみ記入